

7 災害対策・救急医療の充実

現 状

1 災害対策

- 平成 28 年 4 月に発生した熊本地震では、家屋損壊や土砂災害等により、甚大な被害をもたらされました。また、庁舎や保健所の損壊等により、地域の公衆衛生の拠点としての機能に大きな支障が生じたため、都や各市等は多数の職員を被災地に派遣し、様々な支援を行いました。
- 都はこれまでも、阪神・淡路大震災や東日本大震災等の大規模地震などから得た教訓をもとに、東京都地域防災計画を修正するなど、首都直下地震等に備えた取組を進めてきましたが、熊本地震に係る被災地支援の経験を通じて、被災自治体の受援体制、健康危機管理支援等の課題や平時からの災害対応能力の向上の重要性が再認識されました。
 今後は、これまでの取組を着実に進めていくとともに、受援体制の整備等に取り組み、災害対策の実効性を高めていくことが重要です。

(1) 災害医療

- 都は、大規模災害発生時に医療機能が適切に確保され、災害医療が円滑に行われるよう、平成 28 年 2 月に、フェーズごとの医療救護活動に対する標準事項を整理した「災害時医療救護活動ガイドライン」を策定しました。その後、平成 30 年 3 月には、都総合防災訓練の検証等を踏まえ、改定を行いました。
- 南多摩保健医療圏では、地域災害医療拠点病院である東京医科大学八王子医療センターが中心となって、地域災害医療連携会議や訓練が行われています。南多摩保健医療圏の災害拠点病院及び DMAT^{*1} 指定病院は、平成 29 年 4 月 1 日現在で 8 病院となっています。
 また、毎年、「東京都地域災害医療コーディネーター」を中心に、南多摩保健医療圏の通信訓練が実施されており、圏域各市をはじめ、多くの医療機関等が参加しています（平成 29 年度参加施設数 延 121 施設）。
 各市においては、「区市町村災害医療コーディネーター」が中心となって、総合防災訓練等の際にトリアージ訓練を実施しています。

(2) 災害時の保健活動

- 国は、地方公共団体が被災して行政の指揮調整部門が機能不全に陥ったり、限られた支援資源の有効活用ができないといった発災時の課題を教訓として、災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT^{*2}）を創設し、平成 30 年 3 月 20 日には、厚生労働省から、「災害時健康危機管理支援チーム活動要領」が発出されました。
 DHEAT は、被災地方公共団体の保健医療行政の指揮調整機能等を応援するため、

専門的な研修・訓練を受けた都道府県等の職員によって構成された応援派遣チームです。災害発生時の健康危機管理に必要な情報収集・分析や全体調整などが円滑に実施されるよう、被災都道府県の保健医療調整本部及び被災都道府県等の保健所を応援する活動を行います。

国は、養成研修等を実施し、全国の DHEAT の体制整備を進めており、都保健所は、研修受講等を通して、人材育成を図っています。

- また、国では、災害発生時における専門性の高い精神科医療の提供と精神保健活動の支援として、専門的な研修・訓練を受けた災害派遣精神医療チーム(DPAT^{※3})による、災害時の心のケア体制の整備も進められています。

都においては、首都直下地震などの大規模災害に備え、発災直後から支援活動を行うことを目的として、平成 30 年 3 月、精神病床を有する 25 の医療機関と協定を締結し、常設の東京都災害派遣精神医療チーム(東京 DPAT)を創設しました。東京 DPAT は、被災地域の精神保健医療ニーズの把握、他の精神保健医療体制との連携、被災住民への対応など、発災直後から中長期にわたり活動します。

- 都保健所では、「災害時における保健所活動マニュアル」に基づき、発災直後の初期期対応をはじめ、避難所の衛生管理や被災者の健康管理等、市の活動支援に向けた体制整備を進めています。

- 市は、各市の地域防災計画等に基づく体制整備や総合防災訓練等を通じて、住民の防災意識の向上と地域防災体制の強化に努めています。

また、平成 25 年の災害対策基本法の一部改正を受けて内閣府が策定した「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」に基づき、地域の特性や実情を踏まえつつ、災害発生時に避難行動要支援者の生命と身体を守ることができるよう、避難行動要支援者名簿の作成や個別支援計画の作成等に取り組んでいます。

2 救急医療

- 都における救急医療体制は、国の「救急医療対策事業実施要綱」に基づいて、入院を必要としない軽症患者に対する初期救急医療機関、入院を要する中等症患者に対する二次救急医療機関、生命危機を伴う重篤患者に対応する三次救急医療機関を基本に構成されています。

- 都では、搬送先選定困難な救急患者の増加傾向等を踏まえ、搬送先医療機関選定の迅速化や救急患者の受入れなど、迅速・適切な救急医療を確保するため、平成 21 年に「救急医療の東京ルール」を策定し、東京都地域救急医療センターを中核とする救急患者の受入れなど、救急医療体制の更なる充実強化に努めています。南多摩保健医療圏には、搬送調整や受入れ機能を担う東京都地域救急医療センターとして、12 医療機関(平成 30 年 1 月 1 日現在)が登録されています。

- 市が整備する初期救急医療体制では、南多摩保健医療圏全ての市で市内医療機関の当番制による休日急病診療事業を行っており、休日歯科応急診療事業についても、ほとんどの市で行っています。
- また、都は、365日24時間対応の二次救急医療体制を整備するため、休日・全夜間診療事業を実施しています。南多摩保健医療圏では、休日・全夜間診療事業実施医療機関（東京都指定二次救急医療機関）として、20医療機関（平成30年1月1日現在）が指定されています。
- 三次救急医療機関（東京都救命救急センター）については、南多摩保健医療圏では、平成30年1月1日現在、東京医科大学八王子医療センター（40床）、日本医科大学多摩永山病院（21床）が、都内の消防機関からの要請に基づいて、重篤な救急患者の受入れを行っています。
- 都では、東京都医療機関案内サービス「ひまわり」により、電話による保健医療福祉相談や救急医療機関を含む医療機関案内を行っています。
また、東京消防庁救急相談センター（#7119）では、医療機関案内に相談機能を付加し、救急車を呼ぶべきか否か迷っている都民の不安の解消と、救急車の適正利用を図ることを目指しています。
- また、都は、高齢者の独居、老々世帯が増加する中で、かかりつけ医等地域の医療・介護関係者と入院医療機関が連携して、在宅療養患者等の症状に応じた救急対応ができるように、地域包括ケアシステムにおける迅速・適切な救急医療の確保について検討を進めています。

課 題

- 地域防災計画等に基づく体制整備
- 災害対応力の向上
- 災害医療連携体制の充実
- 救急車の適正利用に向けた普及啓発の充実
- 地域包括ケアシステムにおける迅速・適切な救急医療の確保

今後の取組

1 地域防災計画等に基づく体制整備の推進及び災害対応力の向上

- （1）都保健所は、「東京都地域防災計画」、「災害時における保健所活動マニュアル」等に基づき、各市の活動を支援できるよう体制整備を行います。
- （2）市は、各市地域防災計画等に基づき、地域での自助・共助を含めた体制整備を行います。

- (3) 市及び都保健所は、平時から各種会議、防災訓練等の場を通じて、関係機関、団体、住民等との連携・協力関係を構築します。
- (4) 市及び都保健所は、災害時対応力向上を図るための災害対策訓練・研修会等を実施します。

2 災害医療連携体制の充実

- (1) 市及び保健所は、地域災害医療連携会議における情報共有、災害医療に係る具体的方策の検討や訓練・研修会等を通じて、地域の実情を踏まえた医療連携体制の充実に努めます。
- (2) 地区医師会、地区歯科医師会、地区薬剤師会等の関係団体及び災害拠点病院等の医療機関は、南多摩保健医療圏及び各市で実施する通信訓練や医療救護活動訓練等に参加・協力するとともに地域災害医療連携会議において、情報共有と災害医療に係る具体的な検討を行います。

3 救急車の適正利用に向けた普及啓発の充実

市及び都保健所は、救急相談センター（＃7119）の利用を図るなど救急車の適正利用に向けた普及啓発に努めます。

重点プラン

災害医療連携体制の充実

【指標】 災害対策訓練・研修会等を通じた災害医療連携体制の確保

⇒推進する

※1 DMAT：Disaster Medical Assistance Team の略。大規模事故などの都市型災害が発生した場合や大規模地震などの自然災害時に出場し、災害現場で東京消防庁と連携して多数傷病者に対する救命処置等を行う災害医療派遣チーム

※2 DHEAT：Disaster Health Emergency Assistance Team の略。災害が発生した際に、被災都道府県の保健医療調整本部及び被災都道府県等の保健所が行う、被災地方公共団体の保健医療行政の指揮調整機能等を応援するため、専門的な研修・訓練を受けた都道府県等の職員により構成する応援派遣チーム

※3 DPAT：Disaster Psychiatric Assistance Team の略。被災地域の精神保健医療ニーズの把握、他の精神保健医療体制との連携、被災住民への対応など、被災地において専門性の高い精神科医療の提供と精神保健活動の支援を行うために、研修・訓練を受けた者で構成される災害派遣精神医療チーム

緊急医療救護所設置訓練

八王子市では、災害時には、「八王子市地域防災計画」に基づき、15か所の病院等近接地に緊急医療救護所を設置することとしています。

実際の災害発生時の対応に備え、この緊急医療救護所の設置訓練は、本来、市が主体となっていくものですが、各病院の御協力のもと、自施設の防災訓練時に合わせて行っていただき、三師会の先生方や町会の方々、市の職員等も参加しています。

訓練の準備や訓練内容については、南多摩保健医療圏の地域災害医療コーディネーターの御指導のもと、マニュアル化されており、手順に沿って行うことができます。

緊急医療救護所の設置運営に必要な資機材等は、市から各病院に配備しておりますので、それを使用して進めていきます。



テントを建てる様子。資材を運び出すところから始めます。病院と市の職員で協力して行います。



トリアージテント内の様子。患者の状態を聞き取り、トリアージを行います。黄色、赤は院内へ。緑は診療テントへ移動させます。



本部での様子。クロノロ（クロノロジー：時系列活動記録）を記載しています。市の職員は、本部長補佐、情報連絡担当、クロノロ担当へ振り当てられます。トリアージテントや診療テントにもクロノロがあり、市の職員が患者の対応状況を記録します。

災害時には、参集した人員で運営を行うこととなりますので、誰がどのような職務につくのかわかりません。まずは全体の流れを把握するところから訓練を行って、災害時に役立てばと考えています。

災害時を想定した医療救護活動訓練に取り組んでいます

町田市では災害の発生に備え、年4回程度、医療救護活動訓練を実施しています。中でも、毎年夏に実施している「町田市総合防災訓練」における医療救護活動訓練では、訓練会場の近くにお住まいの方、町田市医師会、町田市歯科医師会、町田市薬剤師会及び町田市接骨師会など多くの方の御協力のもと、実践的な訓練を行っています。

<2017年度 町田市総合防災訓練における医療救護活動訓練>

1 実施日

2017年8月27日

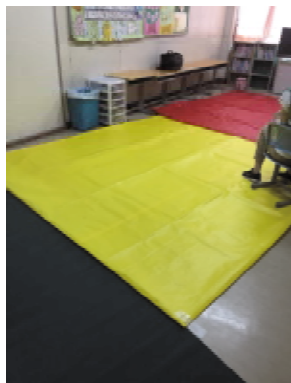
2 訓練内容

多摩地域直下で震度6強の地震が発生したとの想定で訓練を実施

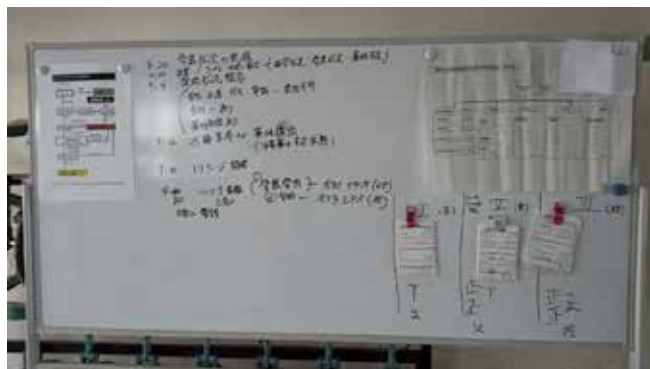
(1) 町田市立相原小学校での医療救護訓練

市民が患者役となり、医師、歯科医師が重症度に応じてトリアージを実施。トリアージ後、各症状別エリアへ移動。軽症とトリアージされた方には、医師の指示のもと、看護師、柔道整復師が処置を実施。薬が必要な方には医師から災害用処方箋が交付され、薬剤師による調剤を実施

【重症・中等症エリア】



【ホワイトボードを用いて情報整理】



(2) 本部訓練

医療救護を統括する本部を町田市市庁舎内に設置し、市内災害拠点連携病院の情報収集等を実施。町田市災害医療コーディネーターが医療の優先度や患者搬送先等について判断

【災害拠点連携病院の被災状況を整理】



医療救護活動訓練日野市の取組

日野市健康福祉部健康課
災害医療担当

日野市地域防災計画においては、発災後概ね6時間以内を目標に緊急医療救護所を設置し、初期段階から応急処置とトリアージを実施し、災害拠点病院等の機能低下を回避することとしています。そのため、日野市医師会が主催で災害医療訓練を平成27年度より実施しています。今回は、平成28年度の災害医療訓練を紹介します。

1 実施日

平成28年12月4日（日曜日）7時45分～11時45分

2 場 所

防災安全課内災害対策本部・万願寺中央公園・百草の森ふれあいクリニック

3 訓練参加・協力団体参加人数

日野市医師会、八南歯科医師会日野支部、日野市薬剤師会、日野市柔道整復師会、大学ボランティア（実践女子大学、明星大学）、企業ボランティア（コニカミノルタ（株）、富士電機（株）、多摩信用金庫）、日野市立病院、日野市、約100人

4 内 容

緊急医療救護所設置運営訓練（トリアージ訓練）

5 タイムスケジュール

テント設営	7時45分～	8時30分
訓練開始	9時00分～	10時35分
トリアージ訓練	9時30分～	10時35分
救護所片付開始	10時50分	
解散	11時30分	



日野市、日野市医師会、日野市歯科医会、日野市柔道整復師会、薬剤師会等が協力し、市内の限られた医療資源のなかで最善の救命効果を得ることができるよう、市災害対策本部の衛生班が設置・運営する「緊急医療救護所」の役割や機能等について確認し、災害医療コーディネーターの指揮命令のもと円滑に対応できるよう訓練を行いました。

平成29年度は3月11日（日曜日）に、移転した新医師会館及び日野市立病院の2カ所で通信訓練を行いました。

多摩市災害医療訓練

多摩市では、多摩市医師会の主導で平成 25 年度から災害時医療活動訓練を開始し、医師会、歯科医師会、薬剤師会をはじめとした多くの医療関係者と協働で、災害医療体制の強化に取り組んでいます。

総合防災訓練の会場校となった体育館で実施した災害医療訓練では、市の災害対策本部立ち上げと通信訓練、トリアージ訓練を実施してきました。毎年、訓練に先立ち、参加する医師、歯科医師等はトリアージの研修を受講しています。こうした訓練を重ねるうちに、みんなが全体像を把握した上で、一次トリアージを歯科医師会、二次トリアージと処置を医師会、柔道整復師会は外科処置の補助を担当し、看護学生は傷病者役とトリアージ補助を担当するといった役割分担ができてきました。

訓練の会場を病院に移して緊急医療救護所訓練を開始（平成 28 年度～）

多摩市は、災害時に市内 4 つの病院（多摩南部地域病院、日本医科大学多摩永山病院、厚生荘病院、桜ヶ丘記念病院）に緊急医療救護所を設置します。

平成 28 年度は、桜ヶ丘記念病院を会場に市の想定災害対策本部と病院の本部を立ち上げ、市本部と病院本部の通信訓練、トリアージ訓練、医師会医師と病院医師による処置対応、訪問看護ステーションの参加により、ステーションの車を活用した搬送訓練なども実施し、搬送エリアにおける搬送順位のトリアージも行いました。

平成 29 年度は、災害拠点病院である多摩南部地域病院が会場となり、平成 28 年度の訓練内容を基本にしつつ、患者を医師会、歯科医師会等でトリアージした後、軽傷患者を医師会と柔道整復師会で処置し、黄、赤エリアの患者は病院に搬送する想定としました。搬送された患者は、病院の体制の中で検査、処置、さらに病床等が許容範囲を超えて、多摩南部地域病院で対応困難な重症患者の搬送に至るまでの訓練を実施しました。救護所では、新たに災害用処方箋を使った調剤所訓練も実施しました。

今後は、災害時に想定されている 4 つの病院で一斉に救護所を立ち上げ、さらに様々な職種との連携のもとに、市民も一緒になった訓練を実施できればと考えています。



災害時の医薬品等の備蓄・供給の確保

●事業概要

稲城市と一般社団法人南多摩薬剤師会稲城支部は、平成28年9月1日、災害時の医薬品等の備蓄・供給に関する協定を締結し、発災から概ね72時間以内に医療救護所で必要とされる医薬品について、市が南多摩薬剤師会稲城支部へ供給等の委託により、会員薬局店舗で常にランニングストックし、発災時には薬剤師会により医療救護所へ速やかに供給できるように備えることとしました。

●効果

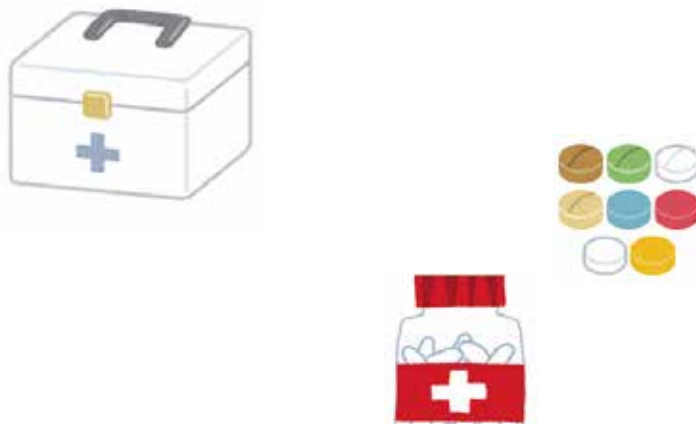
- 1 市内で常時、発災後72時間の医療救護を賄える医薬品を確保できます。
- 2 医薬品の専門家で構成される南多摩薬剤師会稲城支部に供給等を委託することで、医薬品の適切な維持管理が確保されます。
- 3 市と薬剤師会が災害医薬品の供給等を通して、災害時の協力協定を締結することになるため、災害時に備えた相互の連携が緊密になります。

●ストックする医薬品の選定等

東京都が示す「区市町村における災害医療用薬品備蓄リスト」を基に、稲城市医師会と南多摩薬剤師会稲城支部が精査を行い、選定しました。

また、ストックする量は、稲城市地域防災計画で想定される負傷者961人が必要とする3日間分の量を予備も含めて2セット備蓄します。

また、発災時には、南多摩薬剤師会稲城支部の会員が、ストックしている店舗から自ら医療救護所へ運び込み、負傷者の手当てに活用することを想定しています。



東京都が災害時歯科医療救護ガイドラインを策定しました

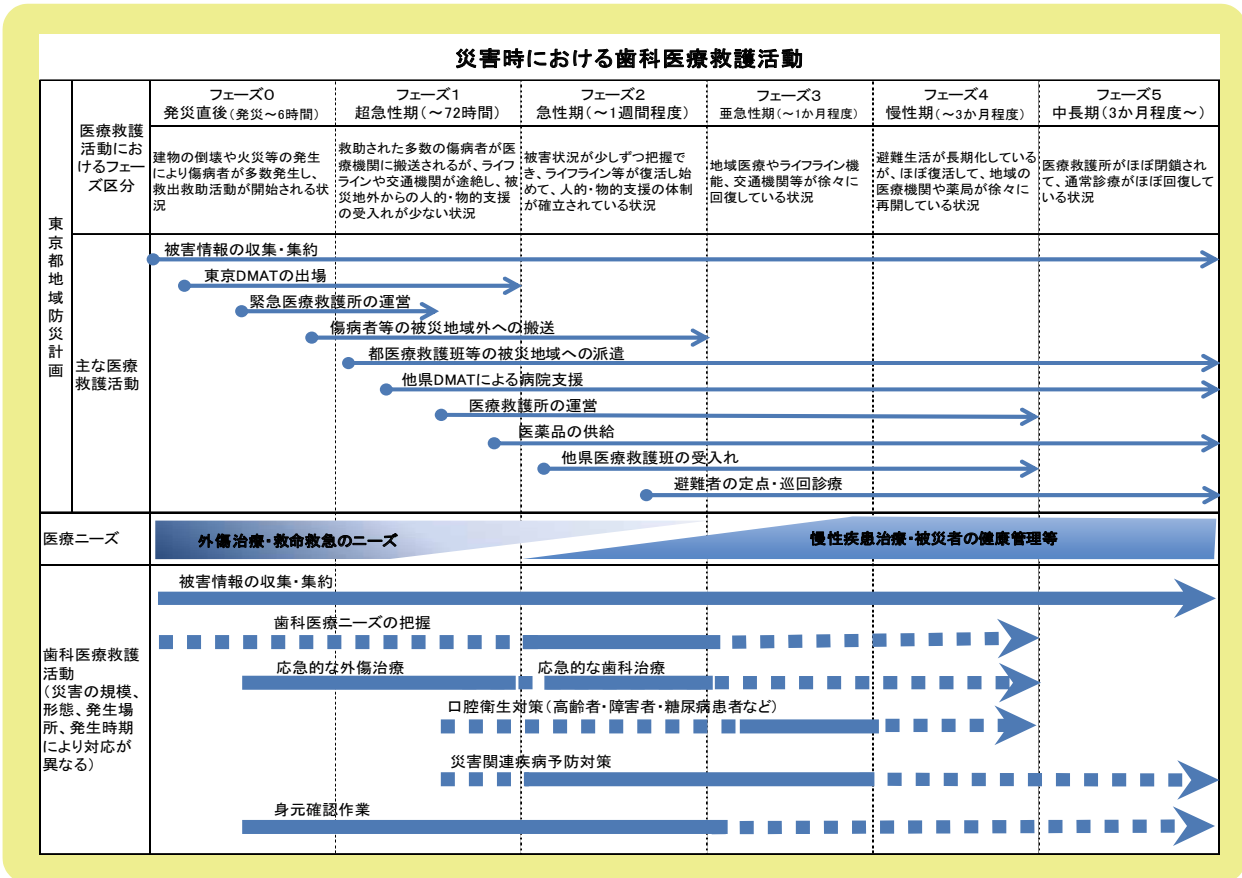
都は、平成 29 年 12 月に「災害時歯科医療救護活動ガイドライン」を策定しました。

都は、平成 28 年 2 月に「災害時医療救護活動ガイドライン」を策定し、「災害医療体制のあり方（東京都災害医療協議会報告書）」及び「東京都地域防災計画」に基づいて、都内の大規模災害発生時における東京都全域、二次保健医療圏、市町村を単位とした災害医療体制の概要や各機関の役割など、基本的な事項を整理し、方針を示しました。

「災害時歯科医療救護活動ガイドライン」は、「災害時医療救護活動ガイドライン」に即して、医療救護の一翼を担う歯科医療救護活動の方針を示したものです。

また、本ガイドラインには、災害歯科医療救護活動の法律的裏付けやフェーズ毎に変化する歯科医療救護活動の活動内容、地域の取組事例、「避難所等歯科口腔保健標準アセスメント票」など、新たな資料が掲載されています。

「災害時歯科医療救護活動ガイドライン」は、都の歯科医療救護活動の方針を示すものですが、市や地区歯科医師会の災害歯科医療救護活動の参考資料としても活用できます。



8 医療安全対策の推進

現 状

- 医療技術の進歩が著しく、健康や医療に関する情報が高度化・複雑化する中、住民の健康に関する意識の高まりとともに、医療に対するニーズも多様化しており、質の高い医療や医療機関からの十分な医療情報の提供が求められています。
- このような状況の中、平成 27 年 10 月に開始された医療事故調査制度で、医療に起因する（疑いを含む。）死亡又は死産のうち管理者が予測しなかった事故について、医療機関が自ら調査し、医療事故調査・支援センターに対して報告する義務が課せられました。

また、医療事故調査制度の対象となる事故については、医療機関が患者側に説明すべき内容が明示される等、より透明性の高い医療安全管理体制の確保が求められています。
- 都は、患者やその家族、住民からの医療に関する相談に応じるため、「患者の声相談窓口」を平成 13 年度から都庁に、平成 16 年 7 月からは、都の保健所にも設置し、情報の提供や苦情等に対し、医療機関に必要な助言指導を実施してきました。

平成 19 年度からは、医療法により「医療安全支援センター」の設置が都道府県、保健所設置市及び特別区の努力義務とされたことから、「患者の声相談窓口」を設置していた都庁と都保健所を「医療安全支援センター」に位置付け、これまでの取組を充実させるとともに、医療安全研修会や医療安全推進協議会の開催、住民への情報提供を行っています。

また、平成 24 年 9 月から八王子市が、平成 27 年 8 月から町田市が、「医療安全支援センター」を設置し、相談対応等を開始しました。
- 保健所では、新規の診療所等の事前相談の受付や立入検査により、関係法令の遵守を促し、医療水準の確保に努めています。管内有床診療所に対しては、特に患者安全管理及び組織管理体制を含めた診療所の運用管理等について、立入検査を実施しています。

また、保健所にもたらされた情報のうち、医療安全上の問題について、立入調査を実施し、医療の安全確保に向けた取組を行っています。

課 題

- 医療機関自らの医療安全対策や医療サービスの質の向上への取組に対する支援
- 「患者が主体的に」医療を受けるための住民支援

今後の取組

1 医療安全支援のための取組の推進

(1) 住民に身近な相談体制の整備

保健所は、「患者の声相談窓口」において、患者・住民が安心して医療を受ける方法を一緒に考え、医療に関する問題を自ら解決するための助言等を行います。同時に、関係機関との円滑な連携体制を充実させていきます。

(2) 医療安全や医療サービスに関する情報提供、研修、連絡会、連携体制の充実

保健所は、「患者の声相談窓口」に寄せられた声を医療安全対策の推進に反映させるため、医療機関や住民への情報提供、研修会・講習会などを実施していきます。

また、医療安全推進担当者会や三師会との情報交換の場を活用するなど、医療機関の声を相互に共有できるよう、情報収集・提供の方法を工夫します。

2 医療安全確保のための取組の推進

(1) 医療機関における医療安全対策の支援

保健所は、医療機関への立入検査などを通して得られた課題を分析し、情報提供や研修機能などに活用し、医療機関の医療安全に対する意識の向上を支援します。

(2) 保健所における立入検査の充実

保健所は、立入検査や法改正の内容周知等を含めた医療機関に対する指導を充実するとともに、病院所管部及び他保健所との連携により医療安全対策に取り組みます。

重点プラン

医療安全支援のための取組の推進

【指標】 研修会、講習会等における情報共有 ⇒ 推進する